

平成29年7月改定

令和2年5月改定

いじめ防止基本方針

宇多津町立宇多津小学校

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法において、いじめは、「児童が一定の人間関係にある他の児童から、心理的又は物理的な影響を与えられ（インターネットを通じておこなわれるものを含む）、その児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。したがって、当該行為がいじめにあたるかどうかの判断は、法に照らして組織的に行う。その際、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って行う。また、起こった場所に関しては学校の内外を問わない。

2 いじめの未然防止と早期発見

いじめは「どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ということを踏まえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いをもって、積極的に認知するように努める。そして、全ての児童を対象として、児童がいじめに向かわないための未然防止に取り組む。

(1) 児童一人ひとりが主体的に活躍し、自己有用感をはぐくむ教育活動の推進

児童一人ひとりが主体的に活躍できるような学び合いのある授業を心がけ、学習に対する達成感や成就感を味わわせることで、集団の中での自分の存在意義を実感させ自己有用感を高める。その他の教育課程においても、児童一人ひとりが活躍できる場づくりに努める。

(2) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

道徳教育・人権教育を中心に、「生命を尊重し、誰に対しても思いやりのある心をもって接する態度」「自分の行動を振り返り、自分の心を律する態度」「善悪の判断ができる力」をはくぐむ。教育活動全般で、児童にきまりを守ろうとする規範意識がもてるよう指導する。

また、児童自身が自主的にいじめの問題について考え、議論し、いじめをなくそうと呼びかけられるように、道徳や学級活動を充実させ、児童会を中心とした児童の自発的な活動が効果的に行われるように支援する。

さらに、児童が自分や友達に関する相談を気軽にできるよう、常に教職員と児童との間に良好な信頼関係を構築する。

(3) いじめ防止のための組織の設置

全教職員がいじめの防止を常に意識し、児童の小さな変化も見逃さないよう児童の様子を日常的に見守る。その中で、けんかやふざけ合いであっても見えない所で被害が発生している場合もあることに留意する。

また、全教職員が情報の共有を図り一丸となって対応できるよう、子ども支援委員会（学校いじめ対策委員会）を設置して、毎月1回以上情報共有と協議を行う。特に、配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を組織的に行う。

(4) 家庭や地域との連携

児童を被害者にも加害者にも傍観者にもさせないために、学校・家庭・地域が連携を図り、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで対応する仕組みづくりを推進する。そのために、宇多津町PTA連絡協議会「いじめ防止宣言」と本校「いじめ防止基本方針」を学校と保護者が共通理解する。

また、学校だよりやホームページ等で、いじめの未然防止に向けて相手を尊重する気持ちをもって行動できるよう保護者への啓発も行う。

(5) 児童に対する定期的な調査の実施と児童・保護者に対する相談体制の整備

いじめの早期発見のために、なかよしアンケートを年2回、Q-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)を年1回実施する。また、スクールカウンセラーや教育相談担当によるカウンセリングを月1回以上設けるなど、児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努める。

(6) 教職員の研修

教職員は、心理や福祉の専門家を招聘するなどしていじめに関する様々な研修を行い、具体的な取り組みや問題発生時の適切な対応方法等について共通理解を図り、資質能力の向上に努める。

3 いじめの疑いが発生した場合の対応

いじめの疑いがあると思われる発見や通報があった場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに校長に報告して組織的に対応し、宇多津町教育委員会へ報告する。

重大事態(いじめられた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間欠席することを余儀なくされたりした場合)に至らないよう迅速かつ適切な対応を行う。

(1) いじめの事実の有無の確認

いじめの事実があると思われるときは、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、速やかに、学校いじめ対策組織に対し情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。また、各教職員は、いじめに係る情報を適切に記録しておく。

(2) いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援

いじめ対策組織において情報共有を行った後は、関係児童や教職員から事情を聴き取るなどして、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。

(3) いじめをおこなったとされる児童への指導又はその保護者に対する助言

いじめをおこなったとされる児童から事実関係の聴取を行い、人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導していじめをやめさせるとともに、事実関係を丁寧に保護者に連絡する。

(4) 関係機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるものと認めるときは、いじめられている児童の安全確保の観点から、所轄の警察署に通報し、適切に対処する。

(5) 学級全体（全校生）への指導

発達段階に合わせ、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。また、自分の問題としてとらえさせ、いじめを行うことだけでなく、傍観者にならないよう指導する。

(6) 再発の防止

事案ごとの背景を分析して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、PTA、関係機関等と協議して、同様ないじめが起こらないようにする。また、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、いじめの加害者、被害者ともに日常的に注意深く見守る。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、「①いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること（少なくとも3か月を目安とする）」「②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

4 重大事態への対応

重大事態を認知した場合は、保護者、教育委員会、警察、その他関係機関と連携し、事態の悪化を回避しつつ、宇多津町いじめ防止基本方針に基づいた対応を行う。